

一般廃棄物処理計画とは

一般廃棄物処理計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で市町村が定めなければならないと規定されている計画です。

また、実施計画は、同法施行規則第1条の3に規定されております。

関係法令を次のとおり記載します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

工程表 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務」（案）

項目	31年度（2019年度）											備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
1 策定方針の検討		■											
2 環境特性把握		■	■	■									
3 現状課題の取りまとめ・施策の検討				■	■	■							
4 ごみ排出量の予測				■	■								
5 基本計画案作成					■	■		■					
6 基本計画最終案作成											■		パブリックコメント後、修正・調整
7 廃棄物減量化等推進協議会				◎				◎		◎		◎	※
8 パブリックコメント										■			
9 印刷・製本												■	1ヶ月
庁議	◎ 計画概要 説明										◎ 最終案説 明		

※廃棄物減量化等推進協議会の概要：第1回（諮問、計画とは、ごみ処理の現状）、第2回（課題・施策、計画素案の提示）、第3回（パブリックコメント案）、第4回（最終案、答申案）

※工程表の項目等の内容は変更となる場合があります。